

令和 6 年 1 2 月 2 日
総 務 部 総 務 課

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 について

1 関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が施行され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、規定中に懲役又は禁錮（以下「改正対象字句」という。）を定めている条例については規定整備が必要となることから、「関係条例の整理に関する条例」の本則で条建てにより、関係条例の一部改正を行うものである。

2 改正対象条例

第 1 条 江東区個人情報の保護に関する法律施行条例

第 2 条 江東区プールの衛生管理に関する条例

第 3 条 江東区議会の個人情報の保護に関する条例

第 4 条 江東区職員の分限に関する条例

第 5 条 江東区職員の退職手当に関する条例

3 条例の概要

各条例において改正対象字句を定めている規定について、改正対象字句を「拘禁刑」に改める。

4 新旧対照表

2 ページから 1 2 ページのとおり

5 施行日

令和 7 年 6 月 1 日

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表

現行	改正案
本則 (略) 附 則 第1条・第2条 (略) (経過措置) 第3条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 4 前項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第2号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 第3項各号に掲げる者が、その	本則 (略) 附 則 第1条・第2条 (略) (経過措置) 第3条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 4 前項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第2号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 第3項各号に掲げる者が、その

業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 6 (略) 第4条 (略)	業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 6 (略) 第4条 (略)
---	--

江東区プールの衛生管理に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第8条 (略) (罰則) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 第10条～第12条 (略)	第1条～第8条 (略) (罰則) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 第10条～第12条 (略)

江東区議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
目次 (略) 第1条～第52条 (略) 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に	目次 (略) 第1条～第52条 (略) 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に

従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条・第57条 （略）

従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第56条・第57条 （略）

江東区職員の分限に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第7条 (略) (失職の例外) 第8条 任命権者は、<u>禁錮</u>の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。 2 (略) 第9条 (略)	第1条～第7条 (略) (失職の例外) 第8条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。 2 (略) 第9条 (略)

江東区職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第16条 (略) (退職手当の支払の差止め) 第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴 (当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編	第1条～第16条 (略) (退職手当の支払の差止め) 第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴 (当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6

に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公

編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該

訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略) (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略)	公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略) (退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略)
--	---

(退職をした者の退職手当の返納) 第 19 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 16 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 13 条第 3 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 21 条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第 21 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略) 第 20 条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)	(退職をした者の退職手当の返納) 第 19 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 16 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 13 条第 3 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 21 条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第 21 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略) 第 20 条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
--	---

第 2 1 条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第 1 9 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略) 第 2 2 条～第 2 4 条 (略)	第 2 1 条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第 1 9 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略) 第 2 2 条～第 2 4 条 (略)
---	---

【刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和 6 年 月江東区条例第 号）附則】

現行	改正案
	附 則 (施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(江東区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の江東区職員の退職手当に関する条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第4項並びに江東区職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定めら

れている罪につき起訴をされた者とみなす。

(委任)

6 前項に定めるもののほか、第5条の規定による改正後の江東区職員の退職手当に関する条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。